

# 奈良先端科学技術大学院大学と 相互協力に関する協定を締結しました

## － 3/27 協定書調印式を開催 －



【調印式】 本学 吉岡理事長（右）と奈良先端科学技術大学院大学 安田学長（左）の間で協定書を交換

このたび、公立大学法人奈良県立医科大学と国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学は、医工学融合分野等における相互の学術交流を通じて、教育・研究・医療のレベルを一層高めることにより、研究開発の推進及び人材の育成を図り、地域社会の発展に寄与することを目的として、相互協力に関する包括協定を締結いたしました。

今後、両大学が持つ知的・人的資源の幅広い交流を促進し、医工学融合分野等における教育、研究あるいは産学官連携において相互に協力し、種々の取り組みを進めて参ります。そして、その成果を広く地域社会への貢献に生かすことができるよう努めて参ります。

## 調印式の概要

- 1 日 時 平成21年3月27日(金曜日) 10:30~11:00
- 2 場 所 奈良県立医科大学 大学本館 2階 「学長室」  
〒634-8521 奈良県橿原市四条町840番地 Tel (代表) 0744-22-3051

### 3 出席者

<奈良県立医科大学> 学長・理事長 吉岡 章  
副学長・理事 喜多 英二

<奈良先端科学技術大学院大学> 学 長 安田 國雄

外

### 4 協定の目的

両大学が、医工学融合分野等における相互協力を円滑かつ効果的に実施することにより、研究開発の推進及び人材の育成並びに地域社会の発展に寄与することを目的とします。

### 5 相互協力を行う事項

- (1) 共同研究開発に関する事項
- (2) 学部・大学院教育に関する事項
- (3) 人材交流に関する事項
- (4) 産学官連携に関する事項
- (5) 研究成果の社会還元に関する事項
- (6) その他、協定の目的を達成するために両大学が必要と認める事項

公立大学法人奈良県立医科大学と国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学との  
相互協力に関する包括協定書

公立大学法人奈良県立医科大学（以下「甲」という。）と、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「乙」という。）とは、医工学融合分野等における相互協力に関し、次のとおり包括的な協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、医工学融合分野等における相互協力を円滑かつ効果的に実施することにより、研究開発の推進及び人材の育成並びに地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（相互協力の確保）

第2条 甲及び乙は、両組織間における医工学融合分野等の研究開発及び学部・大学院教育に係る相互協力の重要性を認識し、相互に密接な協力を確保するものとする。

（相互協力事項）

第3条 第1条の目的を遂行するため、甲及び乙は、次に掲げる事項について相互協力を実施するものとする。

- （1）共同研究開発に関する事項
- （2）学部・大学院教育に関する事項
- （3）人材交流に関する事項
- （4）産学官連携に関する事項
- （5）研究成果の社会還元に関する事項
- （6）その他本協定の目的を達成するために甲及び乙が必要と認める事項

（相互協力の実施）

第4条 前条各号に掲げる相互協力を実施するに当たっては、詳細について甲乙随時協議し、別途定めた上で行うものとする。

（有効期間等）

第5条 本協定の有効期間は、締結日から平成22年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲乙いずれからも別段の意思表示がない場合は、同一の条件で1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項については、甲乙随時協議の上決定するものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を所持するものとする。

平成21年3月27日

甲 奈良県橿原市四条町840番地

乙 奈良県生駒市高山町8916番地の5

公立大学法人奈良県立医科大学

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学

理事長

学長

吉岡章

安田國雄